

船橋市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第3条に規定する補助対象施設等に対し、こどものプライバシー保護のためのパーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置や保護者からの確認依頼等に応えるための支援内容（保育の実践記録等）の記録などを行うカメラ等の設置に要する経費に対し補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、性被害防止対策を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定めるところによる。

(補助対象施設等)

第3条 本事業の対象となる施設等（以下、「補助対象施設等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 小規模保育事業所
- (4) 家庭的保育事業所
- (5) 認可外保育施設（法第59条の2第1項の規定による市長への届出を行っている認可外保育施設。ただし法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設は除く。）
- (6) 一時預かり事業所（保育所又は認定こども園又は幼稚園であつて法第34条の12の規定に基づき市が実施する一時預かり事業を行う施設に限る。）
- (7) 病児保育事業所（法第34条の18の規定に基づき市が実施する病児保育事業を行う施設に限る。）
- (8) 延長保育事業所

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、船橋市内で補助対象施設等を設置又は運営している事業者（以下、「補助事業者」という。）であって市長が認める者とする。

(補助対象費用)

第5条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な備品購入費等のうち、市長が適当と認める費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象費用と100,000円を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。なお、同一敷地内に複数の補助対象施設等を運営している場合は、1補助対象施設等として扱うものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、市が指定する申請期間中に、市長に申請しなければならない。

- (1) 船橋市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 領収書等
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請するにあたって、原則として補助対象費用から消費税額及び地方消費税額（以下、「消費税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、消費税額を含めて申請することができる。

- (1) 免税事業者、簡易課税事業者などの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方

消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)の返還が発生しない事業者。

(2) 申告方式が個別対応方式等により全額控除とならない事業者。

- 3 申請者は、前項第2号により申請するにあたって、補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付可否の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、船橋市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 申請者は、前項に規定する財産について、その台帳を作成して管理状況を明らかにするとともに、当該財産の内容について市長に報告しなければならない。

3 市長の承認を受けて財産を処分することにより申請者に収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

4 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

5 申請者のうち消費税額を補助対象費用に含めて申請した申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（消費税仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第3号様式）によりすみやかに、遅くとも補助事業完了日の属す

る年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- 6 申請者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理し、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない

（交付決定の取消等）

- 第10条 偽りその他の不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（補則）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附則

（施行期日）

- この要綱は、令和6年7月16日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

第 1 号様式

年 月 日

船橋市長 あて

法 人 名
施 設 名
所 在 地
代表者氏名

船橋市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付申請書

保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請金額 円
- 2 消費税の適用に関する事項（該当するものに☑（チェック））

① 補助金交付申請額の算定	
☐	消費税額を補助対象費用に含めないで補助金交付申請額を算定
☐	消費税額を補助対象費用に含めて補助金交付申請額を算定 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります。（返還額が 0 円の場合も含む。）
② ①で「消費税額を補助対象費用に含めて補助金交付申請額を算定」を選択した理由	
☐	免税事業者である
☐	簡易課税事業者である
☐	消費税法別表第 3 に掲げる法人等であって特定収入割合が 5 %を超える
☐	その他（ ）

第 2 号様式

年 月 日

様

船橋市長



船橋市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金交付可
否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった保育所等における性被害防止対策に
係る設備等支援事業費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知
します。

記

1 交付します。 交付決定額 円

2 交付しません。

理由

第3号様式

年 月 日

船橋市長 あて

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

法人名
施設名
所在地
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 船橋市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金
交付額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。